

Financial Adviser

3

No.184
MAR. | 2014
www.kindai-sales.co.jp
平成26年3月1日発行(毎月1回1日発行)
平成11年6月14日第3種郵便物認可
第16巻第3号通巻184号

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

ワイド特集

FPが押さえておきたい 平成26年度税制改正大綱の ポイント

個人所得課税、金融証券税制、土地・住宅税制、相続税・贈与税、
法人税制ほか主な改正項目の要点解説

[執筆・監修] 柴原一税理士事務所

税制改正項目一覧表つき!



笑顔相続のススメ

第12回 公正証書遺言作成の相談

相談者のAさんは、35年にわたって町工場を経営しています。Aさんには、68歳の妻と、46歳の長男、43歳の二男がいます。長男は、最近まで渡米しており、アメリカでの生活資金をAさんと妻が援助しており、その金額は1000万円を超えていました。Aさんの体調があまり良くないということで、Aさんの会社を承継するため、数カ月前に日本に帰国しました。二男は、幼いころから知的障害がありますが、現在は施設

で元気に過ごしています。

Aさんの資産は、自宅の土地建物(3000万円相当)、自社の株式3000株です。その他、二男を受取人とする生命保険にも加入しています。しかし、Aさんは会社の運転資金の借入れ(残債1900万円)の連帯保証人となっており、その抵当権がAさんの自宅の土地建物に設定されています。

Aさんが遺言書を作成しようと思った動機は長男にありました。アメリカから帰国した長男は、Aさんの会社を継ぐため、会社の数字や現状取引先等を調べました。その結果を踏まえ、長男はAさん夫婦に、Aさんの自宅を3000万円で売却して、1900万円の借金を返済し、Aさん夫婦には残額1100万円を渡すので、そのお金で好きなところに住めばよいと吐き捨てたそうです。

Aさんと妻は、その言葉に驚きとショックを受けて、Aさん亡きあとに妻がこの家に住めなくなるかもしれないと危惧し、「自宅を妻に相続させる」公正証書遺言の作成を考えたのです。

以上の相談を受けた私は、これら

のことをヒアリングしたうえで、遺言書の文案を作成しました。

- ①自宅不動産は妻へ
- ②会社の株式は長男へ
- ③その他の財産はすべて妻へ
- ④妻がAさんより先に死亡した場合には、②以外の妻が相続すべき財産は二男へ
- ⑤遺言執行者は妻とする

④は予備的遺言と言います。万一、Aさんより先に受遺者である妻が亡くなった場合、①③の遺言が無効となってしまう、相続財産が法定相続人に帰属して自宅が長男と二男の共有となってしまうことを防ぐことができます(二男は知的障害があるため、遺産分割協議がスムーズにできない可能性があります)。

加えて、Aさんは長男には財産をあげたくなさそうであり、二男の今後の生活資金として財産を持たせておくほうが安心と考えたからです。せっかく遺言書があるのに、この予備的遺言がないばかりに、かえって家族間の紛争が大きくなってしまいうちも少なくありません。

しかし、この文案をAさんに提案したところ、「長男も大事な息子さんなので、この書き方はちょっと…」④

は削除してほしい」と言われてしまいました。笑顔相続実現のため、法的に争う余地のない遺言書(長男には会社の株式と1000万円の生活費が生前贈与(特別受益)となるため、遺留分はありません。また、二男の遺留分は生命保険金でケアしています)を提案したつもりでしたが、Aさんの想いに対してきちんと応えることができていなかったと、反省した案件でした。

*

本件は、本人の想いに沿った遺言書と法的に争う余地のない遺言書が必ずしもイコールではなく、そのバランスがとても難しいと認識させられた事例でした。

笑顔相続の実現には、時に難しく、時に厳しい判断をする必要があります。相続診断士の皆さまには、ぜひ、背中を押す役割を担っていただきたいと思います。

FA



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事
一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税大増税に備える「笑顔相続」のススメ」(ぎょうせい) 発売中。